

犯罪の防止に配慮した住宅の構造，設備等に関する指針

項目	頁
通則	・・・ 16
目的	
基本的な考え方	
防犯の基本原則	・・・ 17
犯罪の防止に配慮した構造，設備等に関する基準	
共同住宅	・・・ 18
(1) 共用部分	
ア 共用出入口	
イ 管理人室	
ウ 共用メールコーナー	
エ 郵便受箱	
オ エレベーターホール	
カ エレベーター	
キ 共用廊下・共用階段	
ク 屋上	
ケ 駐車場	
コ 駐輪場	
カ サ 通路（道路に準ずるものを除く）	
シ 児童遊園，広場又は緑地等	
ス ゴミ置場	
セ 防犯カメラ	
ソ その他	
(2) 専用部分	・・・ 23
ア 住戸の玄関	
イ インターホン	
ウ 窓	
エ バルコニー	
一戸建て住宅	・・・ 25
(1) 玄関扉・引き戸等	
(2) インターホン	
(3) 勝手口	
(4) 窓	
(5) バルコニー	
(6) 駐車場	
(7) 庭	
(8) 物置等	
(9) その他	
犯罪防止に配慮した生活習慣	・・・ 28
設置物，設備等の整備及び維持管理	
自主防犯体制の確立等	
建築設計等における意見等	・・・ 29
管轄警察署の意見	
建築主等に対する周知	

第1 通則

1 目的

この指針は、鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年鹿児島県条例第76号）第11条第3項の規定に基づき、住宅（共同住宅、一戸建て住宅及び長屋建て住宅をいう。以下同じ。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準等を定めることにより、防犯性の高い住宅の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針は、基本的には、新築（建て替えを含む）される住宅を中心とし、改修される既存の住宅も対象とする。

(2) 位置づけ

この指針は、住宅の建築事業者、所有者又は管理者等（以下「事業者等」という。）に対して、住宅の構造及び設備に関する犯罪の防止に当たっての望ましい基準等の整備方針を示したものである。

(3) 指針の適用

この指針は、建築基準法等関係法令との関係、建築計画上の制約、住宅の整備状況、地域の実情等を配慮し適用するものとする。

(4) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

住宅で発生する犯罪を防止するため、次の4点の基本原則に基づき防犯性の向上について検討し、住宅の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 居住者の共同意識の向上（領域性の強化）

居住者が帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理等によって、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

塀、門扉等を設置することによって、犯罪企図者の侵入経路を制御し、犯罪企図者の犯行を物理的、心理的に断念させ、犯行の機会を減少させる。

(4) 部材、設備等の強化（被害対象の強化・回避）

犯罪企図者が住戸内へ侵入しようとする際、破壊できない、又は破壊に時間を要する窓や扉にすることによって、犯行を断念させ、被害を回避する。

第2 犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準

1 共同住宅

共同住宅において発生する侵入盗難や自転車等の盗難等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮する。

(1) 共用部分

ア 共用出入口

- ・ 共用玄関等の共用出入口は、道路など周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 防犯カメラを設置した場合、明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示する。
- ・ 共用玄関には、玄関扉を設置する。
- ・ 玄関扉は、扉の内外を相互に見通すことができる構造とするとともに、オートロックシステム（注2）を導入する。
- ・ オートロックシステムを導入する場合には、自動施錠機能付き扉を設置する。
- ・ 共用玄関の照明設備は、その内側においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）を、その外側においては、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注4）を確保する。
- ・ 共用玄関以外の共用出入口の照明設備にあっては、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注4）を確保する。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。

イ 管理人室

- ・ 管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通すことができる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置する。
- ・ 管理人室の窓は、共用玄関からの人の出入りが確認できるように、位置、高さに配慮して設置する。
- ・ 防犯カメラと連動するモニターテレビは、管理人が確認できる位置に設置する。

ウ 共用メールコーナー

- ・ 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室から見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）を確保する。

エ 郵便受箱

- ・ 郵便受箱は、施錠可能なものとする。
- ・ 共用玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型等の郵便受箱とする。

オ エレベーターホール

- ・ エレベーターホールは、共用玄関及び管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）を、その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注4）を確保する。

カ エレベーター

- ・ エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通すことができる構造の窓を設置する。
- ・ エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）を確保する。
- ・ 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡し、又は外部の非常ベルを吹鳴させる装置を設置する。
- ・ 通報装置は、子どもでも利用可能な位置に設置する。
- ・ エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置する。
- ・ 管理人室等に当該防犯カメラと連動するモニターテレビを設置する。

キ 共用廊下・共用階段

- ・ 共用廊下及び共用階段は、エレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造とする。
- ・ 共用廊下には、犯罪企図者が身体を隠すことができる物を置かない。
- ・ 共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とする。
- ・ 共用階段のうち、屋内に設置されているものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとする。
- ・ 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部からの見通しが確保され、かつ、各住戸のバルコニーや窓への侵入防止に配慮した位置に設置し、又は必要な箇所に面格子や柵等の侵入防止用の設備を設置する。
- ・ 極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注4）を確保する。

ク 屋上

- ・ 屋上は、扉等を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、当該扉は、施錠可能な構造とする。
- ・ 建築物の形態により、屋上がバルコニー等に接近する場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置などバルコニー等への侵入防止に有効な措置を講じる。

ケ 駐車場

- ・ 屋外の駐車場は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 駐車場に屋根を設ける場合には、住戸のバルコニーや窓など上方への足場とならない位置又は構造とする。
- ・ 屋内に設置する場合は、構造上支障がない範囲において、周囲に外部から内部を見通すことが可能となる開口部を確保し、地下階等の駐車場で周囲等から見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 駐車場内は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）を確保する。
- ・ 居住者以外の車両の出入りを制限するため、オートバリカー（注6）など施錠可能で、かつ、見通しが確保された門扉、シャッター等を設置する。

コ 駐輪場

- ・ 屋外の駐輪場は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 駐輪場に屋根を設ける場合には、住戸のバルコニーや窓など上方への足場とならない位置又は構造とする。
- ・ 屋内に配置する場合は、構造上支障がない範囲において、周囲に外部から内部を見通すことが可能となる開口部を確保し、地下階等の駐輪場で周囲等から見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 駐輪場内は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）を確保する。
- ・ 駐輪場には、チェーン用バーラック（注7）、サイクルラック（注8）等の設置など自転車やオートバイの盗難防止に有効な措置をする。

サ 通路（道路に準ずるものを除く）

- ・ 通路は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路、共用玄関及び屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線（注9）が集中するように配置する。
- ・ 照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）を確保する。

シ 児童遊園、広場又は緑地等

- ・ 児童遊園、広場又は緑地等は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 塀、柵又は垣等は、領域性を明示するよう配置する。
- ・ 塀、柵又は垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならないものとする。
- ・ 植栽する場合は、高木や人の視線より低い木をバランスよく配置し、道路など周囲からの見通しを確保する。
- ・ 犯罪企図者が身体を隠すことができないよう樹種等の選定に配慮する。
- ・ 植栽の下枝等が、周囲からの見通しを妨げないように定期的な剪定や伐採を行う。
- ・ 遊具を設置する場合は、道路など周囲から見通すことができる位置に配置する。
- ・ 照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）を確保する。

ス ゴミ置場

- ・ ゴミ置場は、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 住棟と別棟とする場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。
- ・ ゴミ置場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置する。

セ 防犯カメラ

- ・ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯罪企図者の犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数を検討し適切に配置する。
- ・ 既存住宅の場合、共用出入口、共用メールコーナー、エレベーターホール、屋内共用階段、駐車場、駐輪場等の改修において、防犯上必要な見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラを設置する。
- ・ 防犯カメラを設置する場合は、有効な監視体制のあり方を併せて検討する。
- ・ 防犯カメラは、その映像を録画する記録装置を設置するとともに、より効果的なデジタル方式の録画装置を導入し、24時間録画とする。
- ・ 記録媒体の保存期間は、少なくとも1週間以上とする。
- ・ 防犯カメラのアングルの調整、防犯カメラ等の設定時刻の調整、記録媒体の交換、レンズの清掃等については、定期的に保守管理を行う。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。
- ・ 個人のプライバシーの保護に配慮し、防犯カメラの利用及び記録の取扱いについては適切な措置を講じる。

ソ その他

(7) 塀、柵又は垣等

- ・ 外部と敷地を明確にし、犯罪企図者の侵入の抑止効果を上げるため、塀、柵又は垣等を設置する。
- ・ 塀、柵又は垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因及び住戸等への侵入の足場とならないものとする。

(イ) 配管・縦樋（注10）等

- 〔 配管、縦樋等は、上階への足場とならないように配慮する。 〕

(ウ) 屋外機器等

- 〔 屋外に設置する機器等については、上階への足場とならないように適切な場所に配置する。 〕

(エ) 集会場等

- ・ 集会場等の共同施設は、周囲からの見通しが確保されたものとともに、その利用機会が増えるよう設計、管理体制等を配慮する。
- ・ 集会場付近には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度の照度（注5）を確保する。

(2) 専用部分

ア 住戸の玄関

- ・ 住戸の玄関は，廊下，階段等からの見通しが確保された位置に設置する。
- ・ 扉等は，防犯建物部品等の扉（枠を含む。以下同じ。）及び錠を設置したものとする。
- ・ ガードプレート（注11）の設置など，こじ開け防止に有効な措置を講じる。
なお，ガードプレートはドア全体（上から下まで）を隠すものとする。
- ・ 既存住宅の場合，やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は，玄関扉等（枠を含む。）は，その材質をスチール製等の破壊が困難なもので，デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造のもの又はガードプレートを設置したものとするとともに，錠はピッキング（注12）が困難な構造のシリンダーを有するもので，面付箱錠，彫込箱錠など破壊困難な構造のものとし，主錠のほかに補助錠を設置する。
- ・ 郵便受口を取り付けている扉等は，郵便受口から室内の様子が見えないように，内蓋を取り付け，サムターン（注13）等の解錠装置まで手や針金が届かない取付け位置とする。
- ・ 扉に明かり取りガラスを設置する場合は，破壊が困難なガラス（注14）等を使用し，万一破壊された場合においても，サムターン等の解錠装置まで手が届かない位置に設置する。
- ・ ワンドア・ツーロックにする。
- ・ 住戸の玄関扉等の錠は，破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造（注15）とする。
- ・ 上記構造を有することが困難な場合は，ピッキング，サムターン回し（注16）等による解錠を困難にする措置（サムターン回し対策として，サムターンカバーを装着することが挙げられる。）を講じる。
- ・ 玄関扉等には，外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ（注17）を設置する。
- ・ 錠の機能を補完する設備として，ドアガード（注18）等を設置する。
- ・ 玄関付近には，常時点灯する照明設備又はセンサーライト（注19）を設置する。
- ・ 玄関の出入口付近の照明設備は，人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）を確保する。

イ インターホン

- ・ 住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置する。
- ・ 管理人室を設置する場合にあっては、住戸内と管理人室との間で通話が可能な機能等を有するものとする。
- ・ オートロックシステムを導入する場合には、住戸内と共用玄関の外側との間で通話が可能な機能及び共同玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとする。

ウ 窓

- ・ 共用廊下に面する住戸の窓（侵入されるおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面する窓以外の窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）、面格子その他の建具並びに補助錠を設置したものとする。
- ・ バルコニー等に面する住戸の窓のうち、侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具並びに補助錠を設置したものとする。

エ バルコニー

- ・ バルコニーは、縦樋、階段の手すり等を利用した侵入が困難な位置に配置する。
やむを得ず縦樋、手すり等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置など、バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じる。
- ・ バルコニーの手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路、共用廊下及び居室の窓等からの見通しが確保された構造のものとする。
- ・ バルコニーの外側等の住戸の周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとする。
- ・ 領域性等に配慮し、専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入の防止に有効な構造とする。

2 一戸建て住宅

一戸建て住宅において発生する侵入盗難や干し物等の盗難等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮する。

(1) 玄関扉・引き戸等

- ・ 玄関は、道路など周囲からの見通しが確保された位置に設置する。
- ・ 玄関扉・引き戸は、防犯建物部品等の扉（枠を含む。以下同じ。）及び錠を設置したものとする。
- ・ ガードプレート（注11）の設置など、こじ開け防止に有効な措置を講じる。なお、ガードプレートはドア全体（上から下まで）を隠すものとする。
- ・ 既存住宅の場合、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、玄関扉・引き戸（枠を含む。）は、その材質をスチール製等の破壊が困難なもので、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造のもの又はガードプレートを設置したものとするとともに、錠はピッキング（注12）が困難な構造のシリンダーを有するもので、面付箱錠、彫込箱錠など破壊困難な構造のものとし、主錠のほかに補助錠を設置する。
- ・ 郵便受口を取り付けている玄関扉・引き戸は、郵便受口から室内の様子が見えないように、内蓋を取り付け、サムターン（注13）等の解錠装置まで手や針金が届かない取り付け位置とする。
- ・ 玄関扉・引き戸に明かり取りガラスを設置する場合は、破壊が困難なガラス（注14）等を使用し、万一破壊された場合においても、サムターン等の解錠装置まで手が届かない位置に設置する。
- ・ ワンドア・ツーロックにする。
- ・ 玄関扉・引き戸の錠は、破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造（注15）とする。
- ・ 上記構造を有することが困難な場合は、ピッキング、サムターン回し（注16）等による解錠を困難にする措置（サムターン回し対策として、サムターンカバーを装着することが挙げられる。）を講じる。
- ・ 玄関扉等には、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ（注17）を設置する。
- ・ 錠の機能を補完する設備として、ドアガード（注18）等を設置する。
- ・ 玄関付近には、常時点灯する照明設備又はセンサーライト（注19）を設置する。
- ・ 玄関の出入口付近の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）を確保する。

(2) インターホン

住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置する。

(3) 勝手口

- ・ 勝手口は、周囲からの見通しが確保された位置に設置する。
- ・ 勝手口扉は、防犯建物部品等の扉及び錠を設置したものとする。
- ・ ガードプレートの設置など、こじ開け防止に有効な措置を講じる。
なお、ガードプレートはドア全体（上から下まで）を隠すものとする。
- ・ 扉に明かり取りガラスを設置する場合は、破壊が困難なガラス等を使用し、万一破壊された場合においても、サムターン等の解錠設備まで手が届かない位置に設置する。
- ・ ワンドア・ツーロックにする。
- ・ 勝手口扉の錠は、破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造とする。
- ・ 上記構造を有することが困難な場合は、ピッキング、サムターン回し等による解錠を困難にする措置（サムターン回し対策として、サムターンカバーを装着することが挙げられる。）を講じる。
- ・ 夜間における犯罪企図者（注1）の威嚇のため、センサーライトを設置する。

(4) 窓

- ・ 窓（侵入されるおそれのない小窓を除く。以下同じ。）のうち、バルコニー、庭等に面する窓以外の窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）、面格子その他の建具並びに補助錠を設置したものとする。
- ・ バルコニー等に面する住戸の窓のうち、侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具並びに補助錠を設置したものとする。

(5) バルコニー

- ・ バルコニーは、塀、車庫や物置の屋根、縦樋（注10）、庭木等を利用した侵入が困難な位置に配置する。
- ・ やむを得ず塀、車庫や物置の屋根、縦樋、庭木等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置など、バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じる。
- ・ バルコニーの手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路、居室の窓等からの見通しが確保された構造のものとする。

(6) 駐車場

- ・ 駐車場は、道路、居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 駐車場に屋根を設ける場合には、バルコニーや窓など上方への足場とならない位置又は構造とする。
- ・ 駐車場は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）を確保する。
- ・ 夜間における犯罪企図者の威嚇のため、センサーライトを設置する。
- ・ 居住者以外の車両の出入りを制限するため、オートバリアカー（注6）など施錠可能で、かつ、見通しが確保された門扉、シャッター等を設置する。

(7) 庭

- ・ 植栽する場合は、玄関、窓、勝手口が死角とならないように、適切に配置する。
- ・ 植栽の下枝等が、周囲からの見通しを妨げないように定期的な剪定や伐採を行う。
- ・ 花壇を設置する場合は、周囲から見通すことができる位置に配置する。

(8) 物置等

- ・ 物置は、犯罪企図者が身体を隠せないように、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 物置等の屋外付帯施設は、住宅侵入の際の足場とならないようにする。
- ・ 物置内の大工道具や脚立等が侵入用具に利用されないように、確実に施錠する。

(9) その他

ア 塀、柵又は垣等

- ・ 外部と敷地を明確にし、犯罪企図者の侵入の抑止効果を上げるため、塀、柵又は垣等を設置する。
- ・ 塀、柵又は垣等は、周囲からの見通しが確保されるとともに、上階への足場とならない構造とする。
- ・ 塀、柵又は垣等は、乗り越え又はすり抜けが困難な形態・高さとする。

イ 配管・縦樋等

- 〔 配管、縦樋等は、上階への足場にならないよう配慮する。 〕

ウ 屋外機器等

- 〔 屋外に設置する機器等については、上階への足場にならないように適切な場所に配置する。 〕

第3 犯罪防止に配慮した生活習慣

1 設置物、設備等の整備及び維持管理

(1) 共同住宅

- ・ オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ（モニターテレビ、録画装置等を含む。）、照明設備等の防犯機器・設備が適正に作動しているかを、定期的に点検整備する。
- ・ 短時間の外出はもちろん、在宅時でも、必ず施錠や施錠確認をする。
- ・ 共用廊下、共用玄関等に物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらの物を除去し見通しを確保する。
- ・ 敷地内及びその周辺には、可燃物、危険物又は凶器となるような物品を放置しない。

(2) 一戸建て住宅

- ・ センサーライト、インターホン等の防犯機器・設備が適正に作動しているかを、定期的に点検整備する。
- ・ 短時間の外出はもちろん、在宅時でも、必ず施錠や施錠確認をする。
- ・ 敷地内及びその周辺には、可燃物、危険物又は凶器となるような物品を放置しない。

2 自主防犯体制の確立等

(1) 共同住宅

- ・ すべての居住者及び住宅の管理者が、住宅の構造及び防犯設備等の種類や機能を十分に理解するとともに、共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進する。
- ・ 管轄警察署との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を防犯対策として有効に活用する。

(2) 一戸建て住宅

- ・ 近隣の住民との連帯感を深め、地域住民による自主防犯活動を推進する。
- ・ 管轄警察署との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を防犯対策として有効に活用する。

第4 建築設計等における意見等

1 管轄警察署の意見

共同住宅の建築主等は、建築設計等において、共同住宅の犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関し、管轄警察署に意見を求めることができるものとする。

2 建築主等に対する周知

県は、建築主等が管轄警察署に対して意見を求めることができることについて、建築主等の研修会等を利用して、周知を図るものとする。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2)「オートロックシステム」とは、集合玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、集合玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいい、「電気錠」とは、暗証番号、カードキーにより解錠される錠をいう。

(注3)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注4)「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）が概ね20ルクス以上のものをいう。

(注5)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注6)「オートバリカー」とは、リモコンにより駐車場出入口に設置したチェーン等が上下に作動し、侵入防止を図る設備をいう。

(注7)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注8)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

- (注9)「動線」とは、居住者、来訪者等が移動する方向・頻度等を示す線をいう。
- (注10)「縦樋」とは、屋根から地面まで垂直に取り付けた雨樋をいう。
- (注11)「ガードプレート」とは、錠のデッドボルト（かんぬき）部分が見えないように、扉と扉枠との隙間を隠すためのカバーをいう。
- (注12)「ピッキング」とは、錠前のシリンダー（カギ穴周辺の円筒）部分に特殊な工具等を差し込んで解錠する侵入手口をいう。
- (注13)「サムターン」とは、扉内側（室内側）の施解錠操作をするためのつまみをいう。
- (注14)「破壊が困難なガラス」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による防犯性能試験に合格した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたガラスをいい、例えば、「合わせガラス」がある。
- (注15)「破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による防犯性能試験に合格した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された錠、シリンダー及びサムターンをいう。
- (注16)「サムターン回し」とは、カギを使用せず、扉に取り付けてある郵便受箱を破壊して手を入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、サムターンを回して解錠する侵入手口をいう。
- (注17)「ドアスコープ」とは、扉を開けずに室内から訪問客を確認でき外部の様子を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。ただし、外から簡単に外されないものを取り付けることが必要である。
- (注18)「ドアガード」とは、室内から扉を僅かにあけて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。同じ機能の金具で「ドアチェーン」があるが、これは工具で切断されるおそれがあるので、ドアガードを設置することが望ましい。
- (注19)「センサーライト」とは、夜間において人の動きを検知して点灯するライトをいう。